

### 第3期障害福祉計画サービス見込量集計

○訪問系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	5,453,579 時間	5,985,707 時間	6,516,018 時間
	185,444 人	202,819 人	221,184 人

○日中活動系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	4,617,623 人日分	4,831,413 人日分	5,051,040 人日分
	237,572 人	248,456 人	259,719 人
自立訓練(機能訓練)	55,465 人日分	61,689 人日分	67,599 人日分
	3,739 人	4,113 人	4,478 人
自立訓練(生活訓練)	250,248 人日分	271,675 人日分	293,110 人日分
	14,192 人	15,465 人	16,676 人
就労移行支援	543,275 人日分	618,465 人日分	695,336 人日分
	29,769 人	33,764 人	38,195 人
就労継続支援(A型)	415,296 人日分	483,164 人日分	563,742 人日分
	20,967 人	24,303 人	28,412 人
就労継続支援(B型)	2,744,817 人日分	2,923,374 人日分	3,107,557 人日分
	152,575 人	162,319 人	172,579 人
療養介護	15,234 人	15,670 人	16,041 人
短期入所	276,995 人日分	302,924 人日分	329,682 人日分
	39,738 人	43,419 人	47,395 人

○居住系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	80,620 人	89,141 人	98,080 人
施設入所支援	133,472 人	132,045 人	130,380 人

○相談支援

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	68,302 人	123,272 人	188,616 人
地域移行支援	6,202 人	7,381 人	8,691 人
地域定着支援	7,973 人	10,877 人	13,362 人

※福島県を除く。

※サービス見込量については、月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定めることとし、個別の単位については、以下のとおり。

(ア)「時間分」・・・月間のサービス提供時間

(イ)「人日分」・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(ウ)「人分」・・・月間の利用人数

資料：厚生労働省

### (3) 身近な相談支援体制整備の推進

#### ア 障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援

障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援については、「障害者自立支援法」により、平成18年10月から、障害種別に関わらず、事業の実施主体を利用者に身近な市町村に一元化して実施している。また、市町村における相談支援事業の機能を充実・強化するため、平成18年10月から住宅入居等支援事業を、平成24年4月から基幹相談支援センター等機能強化事業を、それぞれ地域生活支援事業に位置づけている。

また、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することにより、障害のある人や障害のある児童の親が障害福祉サービス等を適切に利用することができるように支援を行っている。

平成22年の障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、障害福祉サービスの支給決定等の前にサービス等利用計画案等を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、サービス等利用計画等の作成対象者を大幅に拡大している。また、これまで国庫補助事業により行われていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害のある人の地域移行・地域定着支援の取組の充実を図っている。

このほか、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置や、関係機関、関係団体及び障害のある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等により構成される協議会（平成25年3月までは、自立支援協議会）の法定化、市町村における成年後見制度利用支援事業の必須事業化により、地域における障害者

等の支援体制の充実を図っている。

広域・専門的な支援や人材育成については、都道府県の地域生活支援事業の中で、都道府県相談支援体制整備事業、高次脳機能障害支援普及事業、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害児等療育支援事業、相談支援従事者研修事業等を実施し、市町村をバックアップしている。

#### イ 都道府県による取組及び市町村区域への対応

都道府県においては、市町村に対する専門的な技術支援、情報提供の役割を担っている更生相談所等が設けられており、それぞれの施設が担う相談支援内容に合わせて、身体障害者相談員、知的障害者相談員、児童に関する相談員及び精神保健福祉相談員を配置している。設置状況は、身体障害者更生相談所（平成26年4月現在80か所）、知的障害者更生相談所（平成26年4月現在84か所）、児童相談所（平成26年4月現在207か所）、精神保健福祉センター（平成26年4月現在69か所）となっている。

国においては、市町村の区域で生活に関する相談、助言その他の援助を行う民生委員・児童委員を委嘱している。

#### ウ 法務局その他

全国の法務局・地方法務局及びその支局等において、人権擁護委員や法務局職員が障害のある人に対する人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付を行っている。加えて、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日にも相談に応じる全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施